(趣旨)

第1条 この要綱は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営の不安定な就 農初期段階の青年就農者(独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を 担う農業者となることについて強い意欲を有している人をいう。以下同じ。)に対し、予 算の範囲内で交付する農業次世代人材投資資金(以下「資金」という。)の交付に関し必 要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

- 第2条 資金の交付を受けることができる人(以下「交付対象者」という。)は、青年就農者のうち、次の各号のいずれにも該当する人とする。
 - (1) 次に掲げる要件に該当する独立・自営就農を行うこと。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
 - ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号)第3条に基づく農業委員会の許可を得たもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第23号)第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。
 - イ 主要な農業用の機械及び施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷し、及び取り引きすること。
 - エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通 帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
 - (2) 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けていること。 ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項の規定による認定の取消しを受けた場合及び同条第3項の規定により認定の効力を失った場合を除く。
 - (3) 青年等就農計画等(前号の青年等就農計画に所要の追加資料を添付したもの。以下同じ。)が次に掲げる要件に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産、農産物加工、直接販売、農家レ

ストラン及び農家民宿等関連事業をいう。) で生計が成り立つ計画であること。 イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- (4) 経営の全部又は一部を承継するときは、承継する農業経営に従事してから5年以内に 承継して農業経営を開始し、かつ、青年等就農計画等が、交付期間中に、新規作目の導 入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調 達し、新たに農業経営を開始した人及び団体をいう。)と同等の経営リスクを負って経 営を開始するものであると市長が認めること。
- (5) 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494 号経営局長通知)に定める人・農地プランとして市長が認めるもの(以下「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれ、又は農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている人(団体の構成員を含む。以下「人・農地プランに位置付けられた人」という。)であること。
- (6) 次に掲げる条件に該当していること。
 - ア 原則として、生活費の確保を目的とした国及び県の他の事業による給付等を受けて いないこと。
 - イ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記2に規定する農の雇用事業による助成金の交付を受けていないこと。
 - ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号 農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を 受けていないこと。
- (7) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (8) 前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。)全体の所得(被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)が600万円以下であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とするべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。
- (9) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

- (10) 平成28年4月以降に農業経営を開始したものであること。ただし、経営開始4年目 以降の人が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第11条の中間評価に準じて経 営開始3年目の評価が、A評価であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は、交付対象者としない。
 - (1) 一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人をいう。)以外の農業法人を承継する人
 - (2) 前項第1号の交付対象者の要件に該当する日から起算して5年以上経過している人
 - (3) 前号の人と共同で農業法人を設立する人

(資金の額等)

- 第3条 資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。
- 2 交付期間は、5年(経営開始後5年度目分まで)を上限とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる要件に該当する場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて同項に規定する資金の額に1.5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を交付する。
 - (1) 家族経営協定(家族で農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に 参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針、役割分担、家族みんなが働きやすい 就業環境等について、家族間の十分な話合いに基づき、取り決めるものをいう。) を締 結しており、夫婦の共同経営であることが規定されていること。
 - (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
 - (3) 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた人となること。
- 4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者が人・農地プランに位置付けられた人である場合に限る。)に交付期間1年につき、それぞれ第1項に規定する資金の額を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人の役員に1名以上いる場合は、当該法人の他の役員についても交付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請等)

- 第4条 資金の交付を受けようとする交付対象者は、青年等就農計画等を作成し、市長にその承認を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、申請者が第2条の要件並びに平成 31年4月1日付け30経営第3030号経営局就農・女性課長通知及び平成31年4月

- 3日付け事務連絡経営局就農・女性課長通知に基づく「交付対象者の考え方」(以下「交付対象者の考え方」をいう。)を満たし、資金を交付して農業経営の開始及び就農後の定着を支援する必要があると認めるときは、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、新潟県上越地域振興局等の関係機関その他の第13条に規定するサポート体制(以下「サポート体制」という。)の関係者による面接等の実施により審査を行うものとする。
- 3 前項の規定により承認を受けた交付対象者は、青年等就農計画等を変更するときは、計画の変更について市長の承認を受けなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更については、承認を要しない。
- 4 第2項の規定は、前項本文の承認について準用する。

(支払請求)

- 第5条 前条第2項の規定により承認を受けた交付対象者は、市長が別に定める支払請求書を市長に提出し、資金の交付を請求しなければならない。この場合において、請求は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。
- 2 市長は、前項の請求の内容が適当と認めるときは、資金を交付するものとする。この場合において、市長は、特に必要と認めるときは、1年分の資金を一括で交付することができる。

(農業次世代人材投資資金交付対象者データベースの登録)

第6条 市長は、青年等就農計画等の承認申請又は支払請求書等の提出があったときは、農業次世代人材投資資金交付対象者データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(交付の中止)

- 第7条 資金の交付を受けた人(以下「資金交付対象者」という。)は、資金の交付を中止 するときは、市長が別に定める中止届を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の中止届の提出があったとき又は資金交付対象者が次の各号のいずれかに 該当することとなったときは、資金の交付を中止するものとする。
 - (1) 第2条の要件を満たさなくなった場合
 - (2) 農業経営を中止した場合
 - (3) 第9条の就農状況の報告等を行わなかった場合
 - (4) 第10条の就農状況の確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等の適切

な農業経営を行っていないと市長が認める場合

- (5) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1第11の3に定める国が実施する報告の 徴収又は立入調査に協力しない場合
- (6) 第11条の中間評価によりB評価と判断された場合
- (7) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。)。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、交付できるものとする。
- (8) 経営開始4年目以降の交付に係る資金交付対象者にあっては、第15条に規定する経営発展支援金(以下「支援金」という。)の交付を受けた場合 (交付の休止等)
- 第8条 資金交付対象者は、病気その他のやむを得ない理由により就農を休止するときは、 市長が別に定める休止届を市長に提出しなければならない。ただし、休止期間は、原則1 年以内とする。
- 2 市長は、前項の休止届の提出があり、やむを得ない理由があると認めるときは資金の交付を休止し、やむを得ない理由がないと認めるときは資金の交付を中止する。
- 3 第1項の休止届を提出した資金交付対象者が就農を再開するときは、市長が別に定める 経営再開届を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の経営再開届の提出があり、資金交付対象者が適切に農業経営を行うことができると認めるときは、資金の交付を再開するものとする。
- 5 資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合(第3条第3項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。)は、一度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設け、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとする。この場合において、資金交付対象者は、第3項に規定する経営再開届と合わせて第4条第3項に規定する手続に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請しなければならない。

(就農状況の報告等)

第9条 資金交付対象者は、交付期間内中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況について記載した市長が別に定める就農状況報告書を市長に提出し、及び交付期間の終了後5年間(第4項の規定により、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業状況について記載した市長が別に定める作業日誌を市長に提出しなければならない。

- 2 資金交付対象者は、交付期間の終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、 離農後1か月以内に市長が別に定める離農届を市長に提出しなければならない。
- 3 資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間の終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更したときは、変更後1か月以内に市長が別に定める住所変更等届を市長に提出しなければならない。
- 4 資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に市長が別に定める就農中断届を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による就農中断期間は、就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は、市長が別に定める就農再開届を市長に提出しなければならない。

(就農状況の確認等)

- 第10条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、第13条第2項のサポートチームと協力し、資金を交付している期間に、「交付対象者の考え方」を満たしているか否かについて実施状況を確認し、必要があると認めるときは、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。
- 2 前項の確認、助言及び指導は、市長が別に定める就農状況確認チェックリストを使用し、 資金交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。
- 3 市長は、第1項の確認に加え、サポートチームと協力して資金交付対象者の経営状況の 把握に努めるものとする。
- 4 前項に規定する経営状況の把握は、交付期間中、年1回、次の各号に掲げる方法により、 別に定める就農状況確認チェックリストを使用し、資金交付対象者の経営状況及び課題に ついて、資金交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必 要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。
 - (1) 資金交付対象者への面談 次に定める事項を確認する。
 - ア 営農に対する取組状況
 - イ 栽培・経営管理状況
 - ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
 - エ 労働環境等に対する取組状況
 - (2) 圃(ほ)場確認 次に定める事項を確認する。
 - ア 耕作すべき農地の遊休化の状況
 - イ 農作物の生産状況
 - (3) 書類確認 次に定める書類を確認する。

ア 作業日誌

イ 帳簿

- ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当するいずれかの書類の写し)
- 5 市長は、資金交付対象者から前条第4項の規定による就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合は、就農の中断を承認するものとする。この場合において、市長は、就農中断届の提出のあった資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。
- 6 市長は、資金の交付の効果を確認するため、資金交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、又は現地への立入調査を行うことができる。

(資金交付対象者の中間評価)

- 第11条 市長は、資金交付対象者の経営開始3年目が終了した時点で、当該資金交付対象者の農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を資金交付対象者及びサポートチームを中心とした地域の関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な資金交付対象者に対し、重点的にサポートするため、中間評価を実施するものとする。
- 2 前項に規定する中間評価は、次に掲げる実施方法により実施するものとする。
 - (1) 第13条に規定するサポートチーム、新潟県上越地域振興局等その他の関係機関で構成する評価会を設置する。
 - (2) 評価会において、就農状況報告、決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、次号の評価基準を基にA評価(順調)又はB評価(順調ではない)の2段階の評価区分のうち該当する区分に決定する。
 - (3) A評価に該当する資金交付対象者は、次のいずれかに該当する人とする。
 - ア 経営開始3年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始5年目の農業所得 目標(以下「農業所得目標」という。)の概ね2分の1を達成する人
 - イ アの基準を達成できていないが、次のいずれかに該当する人で、農業所得目標の達 成が見込まれると市長が認める人
 - (7) 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得が農業所得 目標の概ね2分の1を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、経営開始 5年目の農業収入目標(以下「農業収入目標」という。)の概ね2分の1を達成し

ている人

- (4) 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責めによらない原因により農業 所得目標又は農業収入目標の概ね2分の1を達成できていない人
- (4) A評価の資金交付対象者については、引き続き資金交付を継続する。ただし、A評価の資金交付対象者のうち、農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要であると評価会で判断された資金交付対象者については、サポートチームが中心となって重点指導を行うとともに、B評価の資金交付対象者については、資金の交付を中止するものとする。(資金の返還)
- 第12条 資金交付対象者は、次の各号に掲げる場合に該当したときは、当該各号に定める 額を返還しなければならない。
 - (1) 第7条第2項第1号から第5号までに掲げる場合 当該要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、当該要件に該当した月から対象期間の終了の月までの資金の額
 - (2) 虚偽の申請等を行った場合 資金の全額
 - (3) 就農直後の経営確立を支援する資金の交付期間(休止等により実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、営農を継続しなかった場合(第9条第4項に規定する手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した資金交付対象者及び前条に規定する中間評価によりB評価とされた資金交付対象者が営農を継続しなかった場合を除く。) 交付済みの資金の総額に営農を継続しなかった期間(月単位とする。)を交付期間(月単位とする。)で除した値を乗じた額を返還する。
- 2 資金交付対象者は、病気、災害等のやむを得ない事情により前項第1号又は第3号に掲 げる場合に該当したときは、市長が別に定める返還免除申請書を市長に提出しなければな らない。
- 3 市長は、前項の申請の内容が妥当であると認めるときは、資金の返還を免除することが できる。

(サポート体制の整備)

- 第13条 市長は、平成29年度以降の新規の資金交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるよう、新潟県上越地域振興局、えちご上越農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する人及びその他関係者等で構成するサポート体制を構築するものとする。
- 2 前項の場合において、サポート体制の中から、資金交付対象者ごとに「経営・技術」、

「営農資金」及び「農地」のそれぞれの専属の担当者(以下「サポートチーム」という。) を選任し、資金交付対象者の課題ごとの相談先を明確にするものとする。

- 3 前項の場合において、令和3年度以降に採択された資金交付対象者のサポートチームに ついては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可 能な農業者を参画させなければならない。
- 4 前項の農業者は、資金交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に 応じて助言及び指導を行うものとする。
- 5 資金交付対象者が早期に経営を安定・発展させ地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる第1号及び第2号について、サポートチームは次に掲げる第3号から第5号までについて行うものとする。
 - (1) 青年等就農計画等作成への助言及び指導
 - (2) 青年等就農計画等の承認の際の審査への参加
 - (3) 就農状況及び経営状況確認の際の助言及び指導
 - (4) 中間評価の際の評価会への参加
 - (5) 中間評価の評価結果において、令和2年度以前に採択された資金交付対象者についてはB評価相当の資金交付対象者、令和3年度以降に採択された資金交付対象者についてはA評価の資金交付対象者のうち、重点指導が必要であると判断された人に対する重点指導の実施

(経営発展支援金交付申請等)

- 第14条 第11条に規定する中間評価でA評価とされた資金交付対象者のうち、支援金の 交付を希望する人は、市長が別に定める経営発展支援金交付申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出は、農業次世 代人材投資資金経営開始型4年目の交付対象期間に行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、支援金の交付対象者の更なる経営発展につながる取組であると認めるときは、承認し、審査 結果を支援金交付対象者に通知するとともに、支援金を概算払で交付するものとする。
- 3 前項の承認を受けた交付対象者が、承認された内容を変更する場合は、変更した交付申 請書を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による支援金交付申請書の変更申請があった場合は、第2項に準じて承認するものとする。
- 5 支援対象期間は、第2項の承認を受けた日から最長1年間とする。
- 6 実証ほ設置その他の実施できる時期が限定される取組については、翌年度に取り組むこ

とができる。

- 7 支援金は、融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することができる。
- 8 支援金の交付申請は、年度をまたぐ取組についてすることができるものとする。この場合において、支援金の交付対象者は、年度内に一度、実績報告及び精算を行い、翌年度に再度、交付申請を行うものとする。

(経営発展支援金の額等)

第15条 支援金の額は、前条第2項の規定により承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、150万円以内の額とする。ただし、支援金の対象経費は、同項の規定により承認された取組に直接要する経費で、かつ、書類によって使途及び金額が確認できるものに限る。

(経営発展支援金実績報告等)

- 第16条 支援金の交付対象者は、承認された取組を実施したときは、取組の完了後1か月 以内又は市長が定める期日までに市長が別に定める経営発展支援金実績報告書(以下「実 績報告書」という。)を提出し、承認を得なければならない。
- 2 市長は、実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算 を行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年2月12日から実施し、平成24年度以後の年度分の給付金の給付について適用する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年6月13日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第2条及び第3条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある給付金の給付について適用し、同日前に申請のあった給付金の給付については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成25年6月27日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月18日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市青年就農給付金給付要綱(第2条第1項第6号を除く。)の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある給付金の給付について適用し、同日前に申請のあった 給付金の給付については、なお従前の例による。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年6月24日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市青年就農給付金給付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある給付金の給付について適用し、同日前に申請のあった給付金の給付については、なお従前の例による。
- 3 改正後の上越市青年就農給付金給付要綱(第2条第1項第2号を除く。)の規定中「青年等就農計画」とあるのは、新基本構想策定の日前は「経営開始計画」と読み替えるものとする。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年12月8日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある給付金の給付について 適用し、同日前に申請のあった給付金の給付については、なお従前の例による。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年3月6日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市青年就農給付金給付要綱の規定は、平成27年2月3日以後に承認申請 のある給付金の給付について適用し、同日前に承認申請のあった給付金の給付については、 なお従前の例による。ただし、改正後の第5条の規定は、この限りでない。
- 3 改正前の第3条第1項の規定により給付金の給付を受けている場合において、改正後の 第3条第3項の規定による夫婦共同経営を行うときは、夫婦ともに改正後の同項の適用を 受けるものとする。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に 承認申請のある資金の交付について適用し、同日前に承認申請のあった資金の交付につい ては、なお従前の例による。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年7月13日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、平成29年7月13日以後 に承認申請のある資金の交付について適用し、同日前に承認申請のあった資金の交付につ いては、なお従前の例による。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年8月29日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、平成29年8月29日以後 に承認申請のある資金の交付について適用し、同日前に承認申請のあった資金の交付につ いては、なお従前の例による。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月27日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以降に 申請のある資金の交付について適用し、同日前に申請のあった資金の交付については、な お従前の例による。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年10月9日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に 申請のある資金の交付について適用し、同日前に申請のあった資金の交付については、な お従前の例による。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月20日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以降に 申請のある資金の交付について適用し、同日前に申請のあった資金の交付については、な お従前の例による。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年11月18日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以降に申 請のある資金の交付について適用し、同日前に申請のあった資金の交付については、なお 従前の例による。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年8月12日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に 申請のある資金の交付について適用し、同日前に申請のあった資金の交付については、な お従前の例による。